

本件事故当時、浪江町の建物を申立外 A 社に賃貸していた申立人が、賃料相当額の損害賠償を求めた事例。

和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人 X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、福島原子力発電所事故による損害について、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	営業損害（申立人と申立外 A 会社との間で締結された、双葉郡浪江町〇〇所在の建物を対象とする賃貸借契約にかかる営業損害）
期 間	自 平成 2 3 年 5 月 1 日 至 平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第 1 項所定の損害項目及び損害期間についての和解金として、金 3 3 6 万円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第 1 項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続き費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 2 4 年 3 月 2 9 日

（仲介委員長 曾我部東子、仲介委員 鈴木雅芳）